

新潟県SDGs推進企業登録制度ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟県SDGs推進企業登録制度ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(デザイン)

第2条 前条のロゴマークのデザインは、別図1のとおりとする。

(使用できる者)

第3条 ロゴマークを使用できる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 新潟県
- (2) 新潟県SDGs推進企業登録制度実施要綱第5条の規定により登録を受けた者
- (3) その他、知事が適当と認めた者

(使用できる用途)

第4条 前条に定める者は、次の各号に掲げる内容に該当する場合を除き、SDGsの普及・啓発のため、ロゴマークを使用することができる。この場合において、県への使用申請は要しない。

- (1) デザインの一部使用や縦横比率の変更等、デザインを加工して使用する
場合
- (2) 法令や公序良俗に反するものに使用する
場合
- (3) 特定の個人等の売名に使用する
場合
- (4) 営利目的に使用する
場合
- (5) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用する
場合
- (6) 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用する
場合
- (7) 県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用する
場合
- (8) その他、不正な利用が行われるおそれがある
場合

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用に関する権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。

(2) 第4条に定める使用条件に従うこと。

(ロゴマークに関わる権利)

第7条 ロゴマークに関する一切の権利は、新潟県に帰属する。

(留意事項)

第8条 ロゴマークを使用した者が第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

2 ロゴマークの使用がこの要領に違反していると認められるときは、知事は当該者のロゴマークの使用を禁ずることができる。

(補足)

第9条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新潟県SDGs推進企業登録制度実施要綱附則第2項により、登録事業者とみなされた者については、同項に規定される期限までの間、別図1及び別図2をロゴマークとする。この場合において、当該期限までの間に、別図2のロゴマークを使用して作成した物品（容易に差替え可能なものを除く。）については、当該期限後も、当分の間、ロゴマークとして認める。

別図 1



別図 2

